

福岡県公報

平成30年6月29日
第4004号

目次

告示 (第611号 - 第620号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) …………… 6
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) …………… 6

公 告

- 種畜証明書の交付 (畜産課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 8

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 13
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 13
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 14
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 14
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 14

- (中小企業振興課) ……………15
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………15
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………16
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………16
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………16
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………17
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………17

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………17
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………17
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表
(廃棄物対策課) ……………18
- 開発行為に関する工事の完了
(都市計画課) ……………18
- 開発行為に関する工事の完了
(都市計画課) ……………18
- 建設業の営業の一部停止
(建築指導課) ……………18
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (会計管理局会計課) ……………19

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ……………19
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ……………19
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………20

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) ……………21
 - 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) ……………21
 - 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………22
- 海区漁業調整委員会**
- 福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止 (漁業管理課) ……………22

告 示

福岡県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	福 岡 筑紫野 線	前	春日市桜ヶ丘一丁目3番1先から 春日市桜ヶ丘二丁目15番先まで	15.5 ～ 21.6	215.0
			後	春日市桜ヶ丘一丁目3番1先から 春日市桜ヶ丘二丁目15番先まで	20.0 ～ 24.3	215.0

福岡県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	三井郡大刀洗町大字鶴木743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	8.0 ～ 21.4	1,426.8
			前	三井郡大刀洗町大字鶴木743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	8.0 ～ 21.4	1,437.0
			後	三井郡大刀洗町大字鶴木743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	10.5 ～ 21.4	1,426.8
			後	三井郡大刀洗町大字鶴木743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	10.4 ～ 21.4	1,437.0

福岡県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年6月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	塔 瀬 十文字 線 小 郡	三井郡大刀洗町大字下高橋3646番4先から 小郡市下岩田2689番先まで
久留米	塔 瀬 十文字 線 小 郡	小郡市下岩田1676番1先から 小郡市下岩田1846番1先まで

福岡県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生64	耳鼻咽喉科ニック 工藤 こうじクリニック	福津市日蒔野五丁目14-1-2 F	H 30・5・1
大野生141	医療法人みずほ きよみ ず内科クリニック	大野城市筒井三丁目16番21号	H 30・5・1
直生161	さとう愛内科クリニック	直方市大字感田2154-1	H 30・6・1
飯生331	いいつかこども診療所	飯塚市吉原町537番地	H 30・5・1
行生144	なくなが脳神経外科クリ ニック	行橋市中央二丁目10番16号	H 30・6・1
古生歯75	上田歯科医院	古賀市谷山1048-7	H 30・5・1
み生歯22	いまもと歯科医院	みやま市瀬高町文廣1540-3	H 30・5・7

田川生歯133	田中歯科医院	田川郡福智町赤池931-4	H 30・5・1
飯生歯172	JIN DENTAL CLINIC	飯塚市弁分162番地1	H 30・5・1
福津生薬41	なのはな薬局	福津市東福岡一丁目3-2	H 30・6・1
大生薬194	あるばか薬局	大牟田市岩本新町二丁目1番7	H 30・4・1
飯生薬170	スマイル薬局花瀬店	飯塚市花瀬91-4	H 30・6・1
宗遠生薬11	有限会社コスモ調剤薬局水巻店	遠賀郡水巻町頃末南一丁目5-16	H 30・5・1
行生薬83	博愛薬局行橋店	行橋市中央二丁目10番20号	H 30・6・1
像生訪9	訪問看護ステーション阿部	宗像市日の里五丁目1番17	H 30・5・1
田生訪21	田川新生病院 訪問看護ステーション	田川市大字夏吉3638番地	H 30・1・1

福岡県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生54	耳鼻咽喉科工藤こうじクリニック	福津市日蔭野五丁目14-1-2 F	H 30・4・30

大野生118	きよみず内科クリニック	大野城市筒井三丁目16-21	H 30・4・30
飯生256	木原外科医院	飯塚市忠隈538-3	H 29・12・30
飯生325	いいづかこども診療所	飯塚市吉原町537番地	H 30・4・30
古生歯6	上田歯科医院	古賀市谷山1048-7	H 30・4・30
筑生歯29	井口歯科医院	筑後市大字長浜1139	H 30・4・1
み生歯6	いまもと歯科医院	みやま市瀬高町文廣1540-3	H 30・5・6
田川生歯119	田中歯科医院	田川郡福智町赤池字大坪931-4	H 30・4・30
大川生薬2	株式会社大川第一薬局本店	大川市大字榎津280 281番地合併23	H 30・4・30
大生薬185	グリーン薬局	大牟田市岩本新町二丁目1-7	H 30・3・31
行生薬69	かわかみ薬局 行橋駅前店	行橋市宮市町2番8号 ヘブンリービル1階	H 30・4・30

福岡県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
古生9	医療法人社団研英会林眼科病院附属古賀診療所	林眼科古賀診療所	古賀市花鶴丘一丁目6-2	H 30・5・1
筑紫生157	特別養護老人ホームたんたんたん診療所	クリニックみらい	筑紫野市美咲1023番2	H 30・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
古生9	林眼科古賀診療所	古賀市天神五丁目3-1	古賀市花鶴丘一丁目6-2	H 30・5・1
飯生234	医療法人洗心会児嶋病院	飯塚市本町19-32	飯塚市花瀬87番地1	H 30・5・1
糸島地生薬39	くれよん薬局前原	糸島市前原西四丁目3-6	糸島市前原西四丁目5-27	H 30・5・1

福岡県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
直生マ36	高橋 さゆり（訪問マッサージ心）	直方市大字永満寺2737-1	H 30・5・1
筑生マ233	山口 登喜雄（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野201-11	H 30・5・8

筑生マ234	井上 美由紀（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野201-11	H 30・5・8
筑生マ235	井上 智則（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野201-11	H 30・5・8
大野生マ28	上村 尚央（KEIRO W大野城ステーション）	大野城市雑餉隈町四丁目2-16石橋ビル204	H 30・5・2
像生マ21	福田 かおり（ふくはりきゅう院）	宗像市石丸二丁目4番13号	H 30・4・21
像生マ22	福田 健二（ふくはりきゅう院）	宗像市石丸二丁目4番13号	H 30・4・21
飯生柔91	吉岡 紀治（Going 整骨院）	飯塚市片島一丁目1-1	H 30・5・16
飯生柔92	堀井 伸也（Going 整骨院）	飯塚市片島一丁目1-1	H 30・5・16
行生柔36	宮崎 遼（みやざき整骨院）	行橋市大字道場寺1336-25	H 30・4・1
小生柔35	甲斐 謙慎（堺整骨院小郡院）	小郡市小板井118-1	H 30・5・1
小生柔36	椎原 章博（堺整骨院小郡院）	小郡市小板井118-1	H 30・5・1
像生柔116	森山 琢央（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H 30・5・1
粕生柔162	高橋 翔吾（堺整骨院志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H 30・5・1
粕生柔163	松村 拓（堺整骨院志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H 30・5・1
粕生柔164	野廣 賢（志免彩整骨院）	糟屋郡志免町南里一丁目1-1732	H 30・5・1
直生はき18	高橋 さゆり（訪問マッサージ心）	直方市大字永満寺2737-1	H 30・5・1
飯生はき19	米崎 三夏（からだ元気治療院飯塚・桂川店）	飯塚市立岩1431-1	H 30・5・1
筑紫生はき18	今橋 鉄馬（むさし鍼灸整骨院 本院）	筑紫野市紫四丁目1-7	H 30・5・18

大野生はき16	上村 尚央 (KEIRO W大野城ステーション)	大野城市雑餉隈町四丁目2-16 石橋ビル204	H 30・5・2
像生はき16	福田 かおり (ふくはりきゅう院)	宗像市石丸二丁目4番13号	H 30・4・21
像生はき17	福田 健二 (ふくはりきゅう院)	宗像市石丸二丁目4番13号	H 30・4・21

福岡県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方県道	南良津宮田線		前	鞍手郡小竹町大字南良津1394番1先から 鞍手郡小竹町大字南良津1472番先まで	12.8 ～ 29.7	160.0
			後	鞍手郡小竹町大字南良津1394番1先から 鞍手郡小竹町大字南良津1472番先まで	12.8 ～ 29.7	160.0
			後	鞍手郡小竹町大字南良津1394番1先から 鞍手郡小竹町大字南良津1472番先まで	12.3 ～ 17.3	176.7

福岡県告示第619号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
春日市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画公園事業 2・2・2051号 大土居公園（2工区）
- 3 事業施行期間
平成30年6月29日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
春日市大字下白水地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第620号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第514号	椎窓善博	久留米市上津町2228-789	種穂（採取）苗木（幼苗の育成）	椎窓善博	久留米市上津町2228-789

公 告

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 肉用牛（黒毛和種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
10368606555	万福丸	平成19年12月7日	宮城県登米市	2級	個人有	宗像市 山地 竜馬
11380853255	華龍2785	平成27年8月23日	鳥取県東伯郡琴浦町	1級	個人有	筑後市 北島 和幸

2 馬（KWPN種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020001	アブドラード ワイエイチ	平成17年6月18日	オランダ	2級	個人有	宗像市 有限会社カナ ディアンキャン 乗馬クラブ

3 馬（アラブ種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020002	バイタル	平成12年3月26日	アメリカ	級外	個人有	宗像市 有限会社カナ ディアンキャン 乗馬クラブ

4 馬（クォーターホース種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21540010001	ゴールデン アンバージャ ック	平成16年6月22日	北海道網走市	級外	個人有	宗像市 有限会社カナ ディアンキャン 乗馬クラブ

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 万惣朝倉店
- (2) 所在地 朝倉市一本字相割516番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル宇美店
- (2) 所在地 糟屋郡宇美町ゆりが丘5番1

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号
---	--

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル新宮店
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町大字原上1812-1

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル福岡空港店
- (2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字カジ547番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル宗像店
(2) 所在地 宗像市稲元2丁目361番地外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル水巻店
(2) 所在地 遠賀郡水巻町頃末北4丁目4番1

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル遠賀店

(2) 所在地 遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル行橋店

(2) 所在地 行橋市北泉4丁目1457-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル行橋上津熊店

(2) 所在地 行橋市上津熊字フジタ103番1 外8筆

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル苅田店

(2) 所在地 京都郡苅田町幸町5番1

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル筑後店

(2) 所在地 筑後市大字上北島井原口1271番地外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田 久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 楢木野 仁司
福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル大牟田店

(2) 所在地 大牟田市小浜町52番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 楢木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 楢木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル甘木店

(2) 所在地 朝倉市屋永字西原4309番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 楢木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 楢木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル久留米店

(2) 所在地 久留米市御井旗崎四丁目1-6外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル久留米上津店

(2) 所在地 久留米市上津1654番地-1

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル八女店
- (2) 所在地 八女市蒲原829外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル大刀洗店
- (2) 所在地 三井郡大刀洗町鶴木1440-1外 13筆

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル柳川西蒲池店
- (2) 所在地 柳川市西蒲池173番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル飯塚店
- (2) 所在地 飯塚市大字徳前字1丁目2番5、外5筆

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田 久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 榎木野 仁司
福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル上三緒店
- (2) 所在地 飯塚市大字上三緒字神田1-7外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル田川店
(2) 所在地 田川市大字伊田字火掛4623番4 外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル田川後藤寺店
(2) 所在地 田川市大字位登1767-1

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル小竹店

(2) 所在地 鞍手郡小竹町大字勝野1532

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル鞍手店

(2) 所在地 鞍手郡鞍手町大字小牧字裏田2281-1 外27筆

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル福智店

(2) 所在地 田川郡福智町弁城4238番1 外19筆

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 楢木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 楢木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社メンテック

(2) 所在地

久留米市御井旗崎一丁目10番42号

(3) 代表者

代表取締役 尾関 美知

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成30年6月19日

4 処分の理由

株式会社メンテックは、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町松延字三国手701番1、701番12から701番26まで、703番3及び703番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区桜原七丁目56番17号

株式会社サン・プラザホーム

代表取締役 吉川 元美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大川市大字大野島字笹ノ下850番1、850番2、850番4、851番1及び852番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県佐賀市川副町大字鹿江608番地1

大川生コン株式会社

代表取締役 古賀 敬紹

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部

を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成30年6月15日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社角組	筑後市大字山の井570-1	角 潤児	平成29年8月19日 福岡県知事許可(般-29) 第13659号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの。

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

平成30年6月29日から平成30年7月5日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社角組は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成30年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、福岡県財務規則の工事請負契約書様式に規定する前払金の使途に係る条項について、文言の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年6月19日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成30年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年6月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,702

福岡県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成30年6月1日現在における選

挙人名簿により、次のようになった。

平成30年6月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,382

福岡県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成30年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年6月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,434
北九州市小倉北区	50,667
北九州市小倉南区	58,728
北九州市若松区	23,158
北九州市八幡東区	19,266
北九州市八幡西区	70,673
北九州市戸畑区	16,469
福岡市東区	82,073
福岡市博多区	63,318
福岡市中央区	52,501
福岡市南区	70,673
福岡市城南区	34,304
福岡市早良区	58,724
福岡市西区	55,690
大牟田市	33,282
久留米市	83,581
直方市	15,902

飯塚市・嘉穂郡	39,892
田川市	13,463
柳川市	18,902
八女市・八女郡	23,671
筑後市	13,417
大川市・三潞郡	13,854
行橋市	20,287
中間市	12,153
小郡市・三井郡	20,426
筑紫野市	28,361
春日市	30,422
大野城市	27,028
宗像市	26,866
太宰府市	19,643
古賀市	16,047
福津市	17,226
うきは市	8,445
宮若市・鞍手郡	14,833
嘉麻市	11,121
朝倉市・朝倉郡	23,971
みやま市	10,847
糸島市	27,835
筑紫郡	13,384
糟屋郡	61,124
遠賀郡	26,333
田川郡	22,398
京都郡	15,690
築上郡・豊前市	16,616

公安委員会

福岡県公安委員会告示第176号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年6月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成30年8月29日（水） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第177号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年6月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成30年8月3日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署
平成30年8月8日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成30年8月21日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎七丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第178号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年6月29日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年9月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成30年9月13日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成30年9月20日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年9月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第183号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

平成30年6月29日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分（世界測地系）

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分（世界測地系）

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分（世界測地系）

(2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分 (世界測地系)

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分 (世界測地系)

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分 (世界測地系)

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分 (世界測地系)

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分 (世界測地系)

(3) シーサイドももち海浜公園 (地行浜地先)

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分 (世界測地系)

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分 (世界測地系)

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分 (世界測地系)

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分 (世界測地系)

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

平成30年8月1日から平成31年7月31日まで